

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現 状

(1) 地域の災害リスク

【洪水:ハザードマップ】

砺波市のハザードマップによると、当所が立地する地域においては0.5m未満の浸水が予想されているが、砺波駅周辺の商店街の約50%は0.5~3.0m浸水することが予想されている。

当所管内では、庄川の左岸沿いの地区(柳瀬、中野、太田、南般若)、右岸沿いの地区(般若、南般若)が洪水により大きな被害が生じる予想となっている。

【土砂災害:ハザードマップ】

砺波市のハザードマップによると、山間部は庄東地区(般若、東般若、梅檀野、梅檀山)において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、急傾斜地の崩壊や土石流、地滑り等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

【地震:J-SHIS】

地震防災マップの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%以上の確率で発生すると言われている。

【感染症】

インフルエンザでは、毎年多数の患者が出ている。個々が「ワクチン注射等」で自己防衛をしている。

また、当市の「新型コロナウイルス感染症」の陽性反応の方は少ないが、「いつ、何時、誰が、どこで接触し感染するか否か」が、わからない感染症であり、ワクチンができるまでは行動範囲が狭くなっているのが現状である。

【その他】

当地区内の庄川流域では、これまでも数多くの水害に見舞われてきた。特に、平成16年の台風23号において大雨、洪水、暴風、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

(2) 商工業の状況

- ・商工業者等の数 2, 205事業所
- ・小規模事業者の数 1, 832事業所

【内訳】(令和2年3月31日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
農業	27	22	地区内に広く分散している
林業	4	4	山間部中心に分散している
鉱業	4	4	地区内に広く分散している
建設業	459	443	地区内に広く分散している
製造業	250	199	川沿いを中心に広く分散している
電気・ガス	0	0	—
情報通信業	17	15	地区内に広く分散している
運輸業	46	31	地区内に広く分散している
卸・小売業	504	391	市街地を中心に広く分散している
金融・保険業	36	30	市街地を中心に広く分散している
不動産業	41	41	地区内に広く分散している
飲食店・宿泊業	205	186	市街地を中心に広く分散している
医療・福祉	112	49	市街地を中心に広く分散している
教育・学習支援	51	48	地区内に広く分散している
複合サービス	10	1	地区内に広く分散している
サービス業	439	368	市街地を中心に広く分散している
合計	2,205	1,832	

(3) これまでの取組

1) 砺波市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄、各家庭の防災セットの備え

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・**日本商工会議所との連携した損保保険への加入促進**
- ・富山県火災共済協同組合との連携した火災保険、地震保険への加入推進
- ・アクサ生命保険の経営者休業補償制度、休業対応応援共済、福祉共済への加入促進
- ・砺波市が実施する防災訓練への協力

② 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分いない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所職員が不足している。

といった課題が浮き彫りになっている。

- ③ 目 標
- ・地域内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と砺波市との間における被害情報報告ルートを構築する。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～ 令和6年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と砺波市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、洪水ハザードマップや地震防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 新型コロナウイルス感染症への取り組み

商工会議所では、別紙『「新型コロナウイルス感染症」対策について』を策定し、令和3年3月1日より実施している。商工会議所会館内においては各段階において、Ver3(P8～)の指針により進める。また、その対策に従い各関係機関との連携をとる。

3) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和3年度に事業継続計画を作成する予定である。
- 当所は庄川町商工会との併用地区であり、計画策定には砺波市及び庄川町商工会との調整が必要であり、計画はあくまでも予定である。

4) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保保険株式会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・砺波市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、庄川町商工会、砺波市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5以上の地震）が発生したと仮定し、砺波市と連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である事は言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被災状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災時 **3時間**以内に職員の見守り報告を行う。

(携帯電話等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と砺波市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

当所と砺波市との間で、被害状況や被害規模に応急対策の方針を決める。(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身でまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

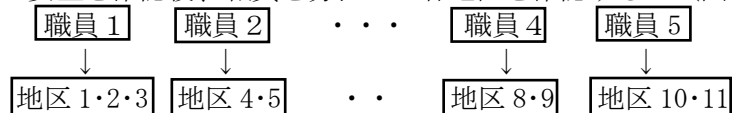
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな災害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな災害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
本計画により、当所と砺波市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

3) 応急時の対応

職員の安全を確認後、職員を分担して各地区を確認する (図1)



地区の代表(任意の地区の商工団体長、商店街会長)と連絡をとり、各地区の状況を確認する

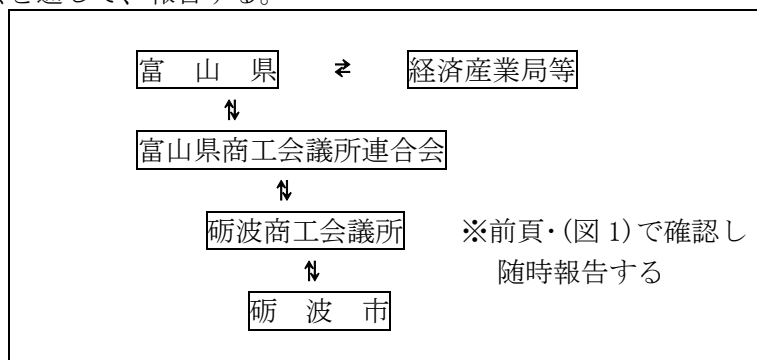
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。

当所と砺波市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

当会と砺波市が共有した被害情報を、県が指定した方法により当会より県商工会議所連合会を通じて、報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

相談窓口の開設方法について、砺波市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。

地区内小規模事業者等の被害状況（人、モノ、カネ）と事業開始までの計画等の詳細を確認する。応急時に有効な被災事業者施策（国や県や砺波市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

*その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年 4月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD; A[Toyama Chamber of Commerce and Industry Executive Director] --- "(情報共有)" B[Toyama City Chamber of Commerce and Industry Director]; A --- C[Toyama Chamber of Commerce and Industry Legal Business Advisor]; B --- D[Toyama City Chamber of Commerce and Industry Director]; C --- E["(連絡体制構築)"]; D --- F[Toyama City Director]; F <--> G[Toyama City Disaster and Crisis Management Class];</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 今井 聡	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う 本計画の具体的な取組の企画や実行 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 庄川町商工会 〒932-0315 砺波市庄川町示野116 TEL 0763-82-1155. FAX 0763-82-5341 E-mail: shogawa@shokoren-toyama.or.jp	
②関係市町村 砺波市役所 商工農林部 商工観光課 〒939-1398 砺波市栄町7番3号 TEL 0763-33-1111(代)・直 33-1392・1397 FAX 0763-33-6854 E-mail: shoko@city.tonami.lg.jp	
(4) 被害情報等報告先 富山県商工労働部地域産業支援課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-3251 FAX 076-444-4402 E-mail: achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp ※報告にあつては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。 ※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額		400	300	200	200
・専門家の派遣費		100	50	50	50
・セミナーの開催費		200	200	100	100
・チラシ製作費		100	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、砺波市補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
特になし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等